

第73号議案

八王子市震災復興の推進に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市震災復興の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年6月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市震災復興の推進に関する条例の一部を改正する条例

八王子市震災復興の推進に関する条例（平成27年八王子市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>八王子市震災等復興の推進に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、大規模な震災、風水害、火災その他の災害（以下「震災等」という。）により被害を受けた市街地の計画的な整備について必要な事項を定めることにより、市街地の復興の円滑な推進を図り、もって災害に強い活力のある市街地の形成に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 震災等復興事業 震災等により被害を受けた市街地の復興を図るため、計画的に整備する事業をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>八王子市震災復興の推進に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、大規模な地震により被害を受けた市街地の計画的な整備について必要な事項を定めることにより、市街地の復興の円滑な推進を図り、もって災害に強い活力のある市街地の形成に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 震災復興事業 大規模な地震により被害を受けた市街地の復興を図るため、計画的に整備する事業をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

2 (略)

(市の責務)

第4条 市は、東京都及び関係する地方公共団体と連携を図り、被災後、速やかに都市の復興に関する基本的な方針（以下「八王子市都市復興基本方針」という。）を策定し、これを市民及び事業者に広く公表するとともに、八王子市都市復興基本方針に基づく**震災等復興事業**その他必要な施策を実施する責務を有する。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民は、その日常生活において、災害に強いまちづくりについて理解を深めるとともに、被災時には、市街地の復興に努め、**震災等復興事業**に協力する責務を有する。

2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後に行う事業活動を通じて市街地の復興に努めるとともに、**震災等復興事業**に協力する責務を有する。

(復興本部の設置)

第6条 市長は、**震災等復興事業**を速やかに実施するために必要があると認めるときは、八王子市災害復興本部（以下「復興本部」という。）を設置するものとする。

(復興本部の廃止)

第8条 市長は、**震災等復興事業**が進捗し、復興本部の設置の目的が達成されたと認めるときは、復興本部を廃止するものとする。

(市街地復興の対象区域の指定)

第9条 市長は、次に掲げる地区を**市街地復興の対象区域**として指定することができる。

(1) 市街地改造予定地区 震災等により、建築物等の倒壊若しくは焼失又は都市基盤施設の損壊等の被害を受け、震災等復興のための建築物等の更新（耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、増築又は改築を行うことをいう。）及び都市基盤施設の整備（以下「都市基盤施設の整備等」という。）により、市街地の抜本的な改造を予定する地区

(2) 市街地修復予定地区 震災等により、

2 (略)

(市の責務)

第4条 市は、東京都及び関係する地方公共団体と連携を図り、被災後、速やかに都市の復興に関する基本的な方針（以下「八王子市都市復興基本方針」という。）を策定し、これを市民及び事業者に広く公表するとともに、八王子市都市復興基本方針に基づく**震災復興事業**その他必要な施策を実施する責務を有する。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民は、その日常生活において、災害に強いまちづくりについて理解を深めるとともに、被災時には、市街地の復興に努め、**震災復興事業**に協力する責務を有する。

2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後に行う事業活動を通じて市街地の復興に努めるとともに、**震災復興事業**に協力する責務を有する。

(復興本部の設置)

第6条 市長は、**震災復興事業**を速やかに実施するために必要があると認めるときは、八王子市災害復興本部（以下「復興本部」という。）を設置するものとする。

(復興本部の廃止)

第8条 市長は、**震災復興事業**が進捗し、復興本部の設置の目的が達成されたと認めるときは、復興本部を廃止するものとする。

(復興対象地区の指定)

第9条 市長は、次に掲げる地区を**復興対象地区**として指定することができる。

(1) 重点復興地区 震災により、建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を受け、震災復興のための建築物等の更新（耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、増築又は改築を行うことをいう。以下同じ。）及び都市基盤施設の整備（以下「都市基盤施設の整備等」という。）を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区

(2) 復興促進地区 震災により、相当数の

建築物等の倒壊若しくは焼失又は都市基盤施設の損壊等の被害を受け、都市基盤施設の整備等により、市街地の部分改造や自力再建の支援等の修復的な改善を予定する地区

- 2 前項の規定による市街地復興の対象区域の指定の基準は、市規則で定める。
- 3 市長は、第1項の市街地復興の対象区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(市街地復興の対象区域の指定の変更)

第10条 市長は、震災等復興事業の進行状況を考慮し、必要があると認めるときは、前条第1項の指定を変更するものとする。

2 (略)

(都市復興基本計画の策定)

第11条 市長は、八王子市都市復興基本方針に基づき、震災等復興事業を推進するための計画(以下「八王子市都市復興基本計画」という。)を策定し、これを市民及び事業者に広く公表するものとする。

2 (略)

(震災等復興事業の推進)

第12条 市長は、第9条第1項第1号に規定する市街地改造予定地区(以下「市街地改造予定地区」という。)において、八王子市都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の抜本的に市街地を改造する事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市長は、第9条第1項第2号に規定する市街地修復予定地区(以下「市街地修復予定地区」という。)において、八王子市都市復興基本計画に基づき、市街地の部分改造や自力再建の支援等の修復的な改善を行う事業の施行、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、震災等復興事業の推進に当たっ

建築物等が倒壊し、又は焼失し、かつ、当該地区内の一部の地域が建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の甚大な被害を受け、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区

(3) 復興誘導地区 震災により、建築物等が倒壊し、又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区

- 2 前項の規定による復興対象地区の指定の基準は、市規則で定める。
- 3 市長は、第1項の復興対象地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(復興対象地区の指定の変更)

第10条 市長は、震災復興事業の進行状況を考慮し、必要があると認めるときは、前条第1項の指定を変更するものとする。

2 (略)

(都市復興基本計画の策定)

第11条 市長は、八王子市都市復興基本方針に基づき、震災復興事業を推進するための計画(以下「八王子市都市復興基本計画」という。)を策定し、これを市民及び事業者に広く公表するものとする。

2 (略)

(震災復興事業の推進)

第12条 市長は、第9条第1項第1号に規定する重点復興地区(以下「重点復興地区」という。) 及び同項第2号に規定する復興促進地区(以下「復興促進地区」という。))において、八王子市都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市長は、第9条第1項第3号に規定する復興誘導地区(以下「復興誘導地区」という。)において、八王子市都市復興基本計画に基づき、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、震災復興事業の推進に当たって

ては、市民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市長は、必要に応じ、**震災等復興事業**を行う者に対し、八王子市都市復興基本計画に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。

(被災市街地復興推進地域の指定)

第13条 市は、**市街地改造予定地区**内において、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項各号に掲げる要件に該当する区域を被災市街地復興推進地域として都市計画に定めることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市は、市街地の復興のために必要と認められるときは、**市街地改造予定地区**以外においても被災市街地復興推進地域を定めることができる。

(建築行為の届出)

第14条 **市街地改造予定地区**（前条の規定により被災市街地復興推進地域を定めた場合は、当該区域を除く。）**及び市街地修復予定地区**内において、建築物等の建築をしようとする建築主は、市規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる建築物等については、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 国、地方公共団体等が**震災等復興事業**として建築する建築物等
- (3)・(4) (略)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が**震災等復興事業**の施行に支障がないと認める建築物等

- 2 前項の規定による届出の義務は、第9条第1項の規定による**市街地復興の対象区域**の指定をした日から起算して2年を経過した日に効力を失う。

は、市民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市長は、必要に応じ、**震災復興事業**を行う者に対し、八王子市都市復興基本計画に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。

(被災市街地復興推進地域の指定)

第13条 市は、**重点復興地区及び復興促進地区**内において、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項各号に掲げる要件に該当する区域を被災市街地復興推進地域として都市計画に定めることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市は、市街地の復興のために必要と認められるときは、**重点復興地区及び復興促進地区**以外においても被災市街地復興推進地域を定めることができる。

(建築行為の届出)

第14条 **重点復興地区及び復興促進地区**（前条の規定により被災市街地復興推進地域を定めた場合は、当該区域を除く。）**並びに復興誘導地区**内において、建築物等の建築をしようとする建築主は、市規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる建築物等については、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 国、地方公共団体等が**震災復興事業**として建築する建築物等
- (3)・(4) (略)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が**震災復興事業**の施行に支障がないと認める建築物等

- 2 前項の規定による届出の義務は、第9条第1項の規定による**復興対象地区**の指定をした日から起算して2年を経過した日に効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。